

平成30年（行コ）第75号 大東市市民会館談合損害等請求控訴事件
 控訴人 光城敏雄 外2名
 被控訴人 大東市長 東坂浩一

証拠説明書（1）

2018年（平成30）年11月7日

大阪高等裁判所第11民事部ハ口係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 井上 善雄

弁護士 辻 公雄

弁護士 豊島 達哉

弁護士 西川 満喜



号証	標目	原本 ・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲27	地方自治全集 3 『地方議会』 抜粋	写し	昭和52年2 月10日	大出俊郎	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約を締結すること」についての議会の議決は、仮契約自体ではなく、仮契約に含まれている契約の内容であること ・契約の内容とは、契約の種類、金額、契約の相手方等で 	

					<p>あること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決は、長の契約締結行為についての単なる許可、承認又は同意ではなく、どのような内容の契約を締結するかということについての地方公共団体の意思決定であること <p>等</p>
甲 2 8	大東市自治基本条例	写し	平成 17 年 12 月 26 日	大東市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、市長等の市政運営を監視、牽制する役割を負っていること(条例 6 条) ・ 市及び職員は法令遵守義務を負っていること(条例 17 条) ・ 市長及び職員は、議決の対象となる「契約」の対象となる工事が法令に適合しているかどうかについて、議会に対

					して説明することが求められており、平成26年6月25日の仮契約の提案において、仮契約は法令に適合しない工事を対象とする物であり、仮契約が法令に適合する工事となるためには、追加工事が不可欠であり、追加工事の存在及び内容について説明義務を負っていたこと等	
--	--	--	--	--	---	--